

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関連する対応方針⑥

発行日：2021年6月21日

NITE 認定センター（IAJapan）所長

平素より、弊センターの認定・登録業務にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2021年6月20日をもって、沖縄県を除く9都道府県で緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、弊センターが認定・登録活動を継続する上での対応方針を以下のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。

（変更箇所の概要）

- ・現地審査の実施方針及び新規・拡大申請の受付に係る方針を2021年3月の緊急事態宣言解除時の方針に戻しました。
- ・審査期限の延長措置及びISO/IEC 17025：2017移行対応に係る記述を削除しました。

緊急事態宣言は解除されましたが、弊センターでは引き続き、職員の在宅勤務の割合を高め対応しておりますので、お手数をかけて申し訳ありませんが、本件に関するご不明の点は、弊センターウェブサイトでご確認いただくか、メールにてご連絡をお願いいたします。

感染再拡大の懸念はまだまだございます。引き続き、遠隔審査を基本とした審査の運営を行いつつ、感染再拡大の懸念が高まった場合には、現地審査の原則中止などの対応をとらせていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

0 現地審査の実施について

感染拡大防止の観点から、遠隔審査による対応を基本とします。

ただし、遠隔審査の実施に何らかの制約がある場合や現地に訪問しなければ円滑な審査の実施が困難な場合には、感染防止対策を徹底した上で現地審査を実施します。

1 新たな登録・認定範囲に対する審査の実施

新規申請や拡大申請については、通常どおり受付いたします。

2 遠隔審査の受け入れに関するご協力のお願い

認定センターでは遠隔審査を活用し、事業者及び審査員のみなさまが接触する機会を最小限にすることで、新型コロナウイルス感染症に対する感染リスク低減に努めています。

遠隔審査の実施に際しては、書類等の電子化、コミュニケーションツールを活用するための環境整備、操作方法の習熟などが求められ、事業者及び審査員のみなさまに今までとは異なる部分でのご負担をおかけしておりますが、感染拡大防止には移動や接触機会を減らすことが重要ですので、感染者数が増加している間は遠隔審査の受け入れにできるだけご協力くださいますようお願いいたします。

なお、一部の項目を事情により確認することができない場合には、遠隔審査と現地審査を組み合わせて対応するなど、感染防止への配慮を行いつつ個別に対応いたします。

3 書面・押印・対面による手続きについて

行政手続きにおけるデジタル化の推進及び新型コロナウイルス感染症対策の一環として、認定・登録の取得に必要な各種手続きについて、書面・押印・対面による手続きをできる限り減らすための取組みを進めています。

2020年12月23日公表のNITE全体の対応方針を踏まえ、認定センターとしての対応を公表いたしましたので、ご確認とご協力をお願いいたします。

(NITE 全体版)

<https://www.nite.go.jp/information/news20201223.html>

(認定センター版)

<https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/20210108.html>